

平成31年度（2019年度）救急告示医療機関等運営費補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、県民の夜間における救急診療体制の確保と充実を図るため、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の規定に基づき救急病院又は救急診療所として必要と認定し告示した医療機関（以下「救急告示医療機関」という。）及び茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）の規定に基づき救急医療協力病院又は救急医療協力診療所として指定し告示した医療機関（以下「救急医療協力医療機関」という。）に対して、夜間における救急患者の診療に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金の交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、救急告示医療機関及び救急医療協力医療機関（独立行政法人、国立大学法人、市町村、一部事務組合及び茨城県が開設者となっているものを除く。）が平成31年（2019年）1月1日から平成31年（2019年）12月31日まで（以下「補助対象期間」という。）の夜間（午後8時から翌日の午前7時までをいう。その中で、午後8時から午後10時までを「準夜」、午後10時から翌日の午前7時までを「深夜」と区分する。）における救急患者（救急隊により搬送される患者に限らない。以下「夜間救急患者」という。）に対して行った診療業務とする。

ただし、平成31年（2019年）中に新たに認定又は指定された救急告示医療機関及び救急医療協力医療機関については認定又は指定された日から平成31年（2019年）12月31日まで、平成31年（2019年）中に認定又は指定の撤回を行った救急告示医療機関及び救急医療協力医療機関については平成31年（2019年）1月1日から認定又は指定を撤回した日までを交付の対象とする。

（補助金の交付額の算出）

第3条 この補助金の交付額の算出は、次の表に定めるところによるものとする。

救急告示医療機関	救急医療協力医療機関
1 医療機関あたり1の額と2により算出した額との合計額とする。 1 均等割 50,000円 2 実績割 次の補助単価にそれぞれの年間診療件数を乗じて算出した額 (1) 準夜の診療 650円 (2) 深夜の診療 970円	1 医療機関あたり620円に年間診療件数を乗じて算出した額とする。

2 補助対象期間中に次の表の左欄に掲げる補助金の交付対象となっている医療機関については、前項による補助金の交付額の算出にあたり、同表右欄に掲げる夜間救急患者の診療件数を除くものとする。

なお、同表において「入院患者」とは、当該医療機関において入院治療を行うこととなった夜間救急患者をいう。

補助金の種類	除かれる夜間救急患者
市町村の実施する在宅当番医制に係る補助金	夜間当番日の夜間救急患者(夜間実施は、大子町のみ)
救急医療二次病院運営費補助金(水戸地域)	入院患者
病院群輪番制病院運営費補助金	当番日の入院患者
小児救急医療拠点病院運営費補助金	対応時間帯の小児科の夜間救急患者
小児救急医療輪番制病院等運営費補助金	対応時間帯の小児科の夜間救急患者
救命救急センター運営費補助金	重症入院患者

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知する。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

(関係書類の保管)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿その他関係書類を補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

この要項は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。